

資 料

高山市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の概要について

「指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号）」が平成28年2月5日に改正されたため、地域密着型介護予防サービスを適切に運用するため、国の改正内容と同じとする。

1. 主な改正内容

(1) 介護予防認知症対応型通所介護（新たな基準の追加）

	基 準 省 令	条 項	改 正 前	改 正 後
運営に関する基準	利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、市の職員又は地域包括支援センターの職員、介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者等により構成される運営推進会議を、おおむね6月に1回以上開催しなければならない。	第39条 第1項	—	利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、市の職員又は地域包括支援センターの職員、介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者等により構成される運営推進会議を、おおむね6月に1回以上開催しなければならない。
	運営推進会議における報告、評価、要望、助言等についての記録を作成し、公表しなければならない。	第39条 第2項	—	運営推進会議における報告、評価、要望、助言等についての記録を作成し、公表しなければならない。
	指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者以外の者に対しても指定介護予防認知症対応型通所介護	第39条 第5項	—	指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者以外の者に対しても指定介護予防

	の提供を行うよう努めなければならない。			認知症対応型通所介護の提供を行うよう努めなければならない。
	記録の保存について、運営推進会議の記録を追加する。	第40条 第2項	—	記録の保存について、運営推進会議の記録を追加する。

2. 施行期日

平成28年4月1日